

根室北部消防事務組合火災予防規則

(平成15年4月1日規則第2号)

改正 平成17年9月15日規則第3号 平成24年10月1日規則第2号
平成26年7月11日規則第5号 平成30年12月12日規則第3号
令和元年7月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、根室北部消防事務組合火災条例(昭和48年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査証票)

第2条 法第4条第2項、第16条の5第3項の規定により、消防職員が関係のある者の請求により示さなければならない証票は、「根室北部消防事務組合消防職員の身分証に関する規定」(平成元年規定第3号)に定める身分証とする。

(火災通報場所)

第3条 法第24条第1項の規定により火災を発見した者の通報すべき場所は、消防署及び支署又は分遣所とする。

(必要な知識及び技能を有する者)

第4条 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第3項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2、第8条の3第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する「必要な知識及び技能を有する者」は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備の場合

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。)

(2) 電気を熱源とする設備の場合

ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号(条例第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する「必要な知識及び技能を有する者」は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

(3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家発電設備専門技術者試験に合格した自家発電設備専門技術者(条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

(4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した蓄電池設備整備資格

者（条例第 13 条第 2 項及び第 4 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）

- （５） 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格したネオン工事技術者（条例第 14 条第 2 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）

3 条例第 18 条第 1 項第 13 号に規定する「必要な知識及び技能を有する者」は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（炉等の周囲の有効な空間）

第 5 条 条例第 3 条第 3 項ただし書（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 第 2 項の規定において準用する場合を含む。）に規定する「炉等の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」は、次に掲げるとおりとする。

- （１） 屋内にあつては、炉等の周囲に 5 メートル以上、上方に 10 メートル以上の空間を保有すること。
- （２） 屋外にあつては、炉等の周囲に 3 メートル以上、上方に 5 メートル以上の空間を保有すること又は不燃材料の外壁（窓及び出入口の開口部にあつては、防火戸を設けたものに限る。）等に面すること。

（排気ダクト等で火災予防上支障がないと認められるもの）

第 6 条 条例第 3 条の 4 第 1 項第 1 号アただし書、第 2 号イただし書及び同号ウただし書に規定する「厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」は、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が 21 キロワット以下で、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められるものをいう。

2 条例第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ウただし書に規定する「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」は、厨房設備から 5 メートル以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がされている排気ダクトで、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （１） 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが 4 メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの
- （２） 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが 2 メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの

（標識及び表示板等）

第 7 条 条例に定める標識及び標識板の規格は、別表 1 のとおりとする。

（消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等）

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項（条例第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の位置は、次のとおりとする。

- （１） 床面又は地盤面より高くした不燃性の台上に設けたものであること。ただし、雨水等の浸入のおそれもなく、かつ、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けたものは、この限りでない。
- （２） 可燃性又は腐食性のガス又は蒸気が発生しない位置に設けたものであること。ただし、防爆又は防食構造のものにあつては、この限りでない。

2 構造は、次のとおりとする。

（１） キュービクル式変電設備

ア キュービクル式変電設備は、変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものであること。

イ キュービクル式変電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するもの

とし、その板厚は1.6ミリメートル(屋外用のものは2.3ミリメートル)以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部(換気口又は換気設備の部分は除く。)には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキュービクル式変電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯(カバーを難燃材料にしたものに限る。)

(イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ウ) ヒューズ等に保護された電圧計

(エ) 計器用変成器を介した電流計

(オ) 切替スイッチ等のスイッチ類(難燃材料によるものに限る。)

(カ) 配線の引込口及び引出口

(キ) ケに規定する換気口及び換気装置

キ 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。

ク 配線をキュービクルから引き出すための電線引出口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

ケ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

(ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

(ウ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(エ) 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

コ 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。また、配線の引込口、引出口及び換気口等も同様とすること。

(2) キュービクル式発電設備

ア キュービクル式発電設備は、内燃機関、発電機、燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一の箱に収納したものであること。

イ キュービクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル(屋外用のものは2.3ミリメートル)以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部(換気口又は換気設備の部分は除く。)には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納

できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

（ア） 各種表示灯（カバーを難燃材料にしたものに限る。）

（イ） 冷却水の出入口及び各種水抜き管

（ウ） 燃料の出入口

（エ） 配線の引出口

（オ） シに規定する換気口及び換気装置

（カ） 内燃機関の排気筒及び排気消音器

（キ） 内燃機関の息抜き管

（ク） 始動用空気管の出入口

キ 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。

ク 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音装置を講じたものであること。

ケ 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収措置の上に設けたものであること。

コ 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。

サ 配線をキュービクルから引き出すための電線引出口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

シ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

（ア） 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

（イ） 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

（ウ） 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

（エ） 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

（オ） 外箱には、直径 10 ミリメートルの丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。また、配線の引出口、換気口等も同様とすること。

（3） キュービクル式蓄電池設備

ア キュービクル式蓄電池設備は、蓄電池、充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものであること。なお、蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が 20 キロワットを超える場合においても、独立の変電設備としてではなく、蓄電池設備の一部分として取り扱って差し支えない。

イ キュービクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は 1.6 ミリメートル（屋外用のものは 2.3 ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

ウ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分は除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

エ 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

オ 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から 10 センチメートル以上離して収納できるもの

とすること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあつては、雨水等の
浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

（ア） 各種表示灯（カバーを難燃材料にしたものに限る。）

（イ） 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

（ウ） 切替えスイッチ等のスイッチ類（難燃材料によるものに限る。）

（エ） 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計

（オ） サに規定する換気口及び換気装置

（カ） 配線の引込口及び引出口

キ 鉛蓄電池に収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に
耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつて
は、この限りでない。

ク キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画するこ
と。

ケ 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。

コ 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。

サ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を
設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。

（ア） 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について蓄電池を収納する部分にあ
つては、当該面の面積の 3 分の 1 以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面
積の 3 分の 2 以下であること。

（イ） 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けら
れていること。

（ウ） 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられてい
ること。

シ 外箱には、直径 10 ミリメートルの丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。また、配線の
引込口、引出口及び換気口等も同様とすること。

3 管理は、次のとおりとする。

（1） 扉は常時完全に鍵をかけること。

（2） 周囲は常に整理及び清掃し、みだりに可燃物を放置しないこと。

（キュービクル式変電設備等の換気、点検及び整備に支障のない距離）

第9条 条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2（条例第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 4 項の規定にお
いて準用する場合を含む。）の規定による「キュービクル式変電設備等と建築物等の部分との間に
保たなければならない換気、点検及び整備に支障のない距離」は、別表 2 のとおりとする。

（電気設備点検結果等記録表）

第10条 条例第 11 条第 1 項第 9 号（条例第 11 条第 3 項、第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 4 項、
第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項並びに第 16 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）に規定
する電気設備等の点検及び絶縁抵抗等の測定試験の結果並びに補修の記録は、電気設備等点検補修
記録表（第 26 号様式）により行うものとする。

（消防長が指定する日本産業規格）

第11条 条例第 16 条第 1 項に規定する「日本産業規格」は、JIS A4201－1992 建築物等の避雷設備（避
雷針）とする。

（気球及び掲揚綱等の材料）

第12条 条例第 17 条第 5 号に規定する水素ガスを充てんする気球及び掲揚綱等の材料は、別表 3 の

とおりとする。

(喫煙、裸火使用又は危険物品持ち込み禁止の消防長が指定する場所)

第13条 条例 23 条に規定する「消防長が指定する場所」で喫煙、裸火の使用並びに危険物品の持ち込みをしてはならない場所は、次のとおりとする。

- (1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
- (2) 観覧場の舞台又は客席(喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた客席を除く。)
- (3) 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。)
- (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
- (5) 店舗(床面積 1,000 平方メートル以上のもの)の売場及び通路(喫煙にあつては、食堂及び喫煙場所を除く。)
- (6) 屋内展示場の事務所及び喫煙場所以外の場所(臨時的な使用も含む。)
- (7) 旅館、ホテル又は宿泊所で催し物の行われる場所
- (8) 自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの(危険物品は除く。)

ア 駐車のに供する部分の床面積が地階又は 2 階以上の階にあつては、200 平方メートル以上、1 階にあつては 500 平方メートル以上、屋上部分にあつては 300 平方メートル以上のもの

イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造で、車両の収容台数が 10 以上のもの

2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(前項の第 1 項から第 3 号に掲げる場所を除く。)の公衆の出入りする部分
- (2) キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入りする部分の床面積の合計が 100 平方メートル以上のもの
- (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いのに供する建築物に限る。)

(危険物品)

第14条 条例第 23 条第 1 項の規定により消防長が指定する場所(以下「指定場所」という。)に持ち込んで서는ならない火災予防上危険な物品(以下「危険物品」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 法別表の品名欄に掲げる危険物
- (2) 危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「危険物政令」という。)別表第 4 備考第 5 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 7 号に規定する可燃性液体類
- (3) 一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる可燃性ガス
- (4) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項に規定する火薬類及び同条第 2 項に規定するがん具煙火

(喫煙、裸火等の使用承認)

第15条 条例第 23 条第 1 項の指定場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し又は当該場所に危険物品(常時携帯するもので軽易なものを除く。)を持ち込む場合の同条同項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、喫煙、裸火使用又は危険物品持込承認申請書(第 2 号様式)により消防署長に申請し承認を得なければならない。

(安全装置)

第16条 条例第 31 条の 2 第 5 号及び第 31 条の 4 第 4 号(条例第 31 条の 5 において準用する場合を含む。)の規定による安全装置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、第 4 号に掲げるものは、危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限って用いることができる。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

- (2) 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置で安全弁を併用したもの
- (4) 破壊板

(通気管)

第17条 条例第 31 条の 4 第 4 号 (条例第 31 条の 5 において準用する場合を含む。) の規定による通気管は、無弁通気管又は大気弁付通気管とし、その構造は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 無弁通気管

ア 直径は、20 ミリメートル以上であること。

イ 先端は、屋外にあって地上 2 メートル以上の高さとし、かつ、水平より下に 45 度以上曲げ、雨水の浸入を防ぐ構造とするとともに建築物の窓、出入口等の開口部及び敷地境界線から 1 メートル以上離すこと。ただし、引火点が 100 度以上の第 4 類の危険物のみを 100 度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクにあってはこの限りでない。

- (2) 大気弁付通気管 5 キロパスカル以下の圧力差で作動できるものであること。

(流出防止措置)

第18条 条例第 31 条の 4 第 10 号の規定による流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

- (1) 屋外のタンクにあっては、タンクの周囲にコンクリート等で造られた流出どめを設けること。
- (2) 屋内のタンクにあっては、タンク室のしきいを高くする等の流出どめを設けること。

(防護枠)

第19条 条例第 31 条の 6 第 8 号の規定による附属装置の損傷を防止するための防護枠の構造は、次のとおりとする。

- (1) 厚さ 2.3 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で、通し板補強を行った山形又はこれと同等以上の強度を有する構造に造ること。
- (2) 頂部は、附属装置より板 50 ミリメートル以上高くすること。ただし、当該高さを確保した場合と同等以上に附属装置を保護することができる措置を講じたときは、この限りでない。

(避難経路図の掲出)

第20条 条例第 49 条に規定する「消防長が指定するもの」は、次による。

- (1) 百貨店、大型店舗のうち床面積 1,000 平方メートル以上の地階 3 階又は地階
- (2) 旅館、ホテル及び宿泊所のうち床面積 150 平方メートル以上の 2 階以上
- (3) 病院、診療所のうち 2 階以上で傷病者の収容施設のあるもの

2 避難経路図は、2 階以上の階ごとにロビー又は廊下等の見やすい箇所に掲示するとともに前 2 号に掲げる対象物にあっては、宿泊室のドア内側又はその付近にも掲示するものとする。

3 ロビー、廊下等に掲示する避難経路図は、日本産業規格 A 3 版以上、宿泊室に掲示するものは B 5 版以上とし、材質は掲示図等が変色しないもので、容易に破損することのないものとする。

4 避難経路図は赤色の矢印、避難器具及び避難設備は青色文字、消火器は赤色○、消火栓は□中斜線の赤色で下半分は塗りつぶし、発信器は○内 P、現在位置は赤○塗りつぶしとする。

(指定催しの指定)

第20条の2 条例第 49 条の 2 第 1 項に規定する「消防長が別に定める要件」は次の全てによる。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、漁港、河川敷、道路、その他の場所を会場として開催するもので、1 日当たりの人出予想が 10 万人以上のもの
- (2) 露店等が 100 以上出店するもの

2 条例第 49 条の 2 第 3 項に規定する「当該指定催しを主催する者に通知する」は、第 32 号様式による。

(消防長が指定する洞道)

第21条 条例第 52 条の 2 第 1 項に規定する「消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定するもの」は、通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道のうち、次の何れかに該当するものとする。

- (1) 洞長 50 メートル以上の洞道
- (2) 共同溝と接続する洞道
- (3) 建物に接続し、かつ、建物と洞道との接続部分に防火上有効な区画のない洞道

2 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝

3 前 2 項に規定する洞道又は共同溝の管理を目的として設置された隧道

(措置命令等を発した場合における公示の方法)

第22条 省令第 1 条の規定により組合長が定める方法は、根室北部消防事務組合公示式条例（昭和 47 年条例第 3 号）による方法とする。

(届出書等の提出部数等)

第23条 条例及びこの規則の定めるところにより、届出又は申請を行う者は、届出書又は申請書（条例第 54 条に規定する申請書を除く。）を 2 通作成し、所轄消防署長に提出しなければならない。

2 所轄消防署長は、前項の届出書又は申請書を受理したときは、必要な調査又は検査を行い支障がないと認めるときはその 1 通に届出済（第 19 号様式）又は承認済（第 20 号様式）の印を押印して届出者又は申請者に交付するものとする。

3 所轄消防署長は、前項の届出書のうち第 27 号様式に該当する届出にあつては、その年を基準に翌年の 1 月末日までに消防長へ提出するものとする。

(届出の様式)

第24条 次の各号に掲げる届出の様式は、当該各号に定めるところによる。ただし、第 6 号の届出のうち昼間における軽易な焚火及びごみ焼き等並びに第 7 号の届出のうち一つの場所において煙火の打上げ 10 発までについては電話又は口頭によることができる。

- (1) 条例第 50 条の規定による防火対象物の使用開始（変更）の届出は、第 3 号様式による。
- (2) 条例第 51 条第 1 号から第 8 号の 2 までの炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を発する設備、放電加工機の設置の届出は、第 4 号様式による。
- (3) 条例第 51 条第 9 号から第 12 号までの変電設備、発電設備、蓄電池設備の設置の届出は、第 5 号様式による。
- (4) 条例第 51 条第 13 号によるネオン管灯設備の設置の届出は、第 6 号様式による。
- (5) 条例第 51 条第 14 号による水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、第 7 号様式による。
- (6) 条例第 52 条第 1 号による火災とまぎらわしい煙、火災を発する行為の届出は、第 8 号様式による。
- (7) 条例第 52 条第 2 号による煙火の打上げ又は仕掛けの届出は、第 9 号様式による。
- (8) 条例第 52 条第 3 号による催物開催の届出は、第 10 号様式による。
- (9) 条例第 52 条第 4 号による水道断減水の届出は、第 11 号様式による。
- (10) 条例第 52 条第 5 号による道路工事の届出は、第 12 号様式による。
- (11) 条例第 52 条第 6 号による煙突の取付又は掃除業の届出は、第 13 号様式による。
- (12) 条例第 52 条第 7 号による液体燃料を使用する燃料機器分解掃除整備を業とする者の届出は、第 14 号様式による。
- (13) 条例第 52 条第 8 号による消防用設備等の工事・整備又は販売を業とする者の届出は、第 16 号様式による。
- (13の 2) 条例第 52 条第 9 号による露店等の開設の届出は、第 31 号様式による。
- (14) 条例第 52 条の 2 第 1 項による指定洞道等の届出は、第 17 号様式による。

- (15) 条例第 53 条による少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱いの届出は、第 15 号様式による。
- (16) 条例第 53 条第 2 項の規定による少量危険物、指定可燃物貯蔵及び取扱いの廃止届出は、第 21 号様式による。
- (17) 条例第 41 条第 3 項による教育担当者の選任及び解任の届出は、第 18 号様式とする。
- (18) 条例第 49 条の 3 第 2 項の規定による屋外催しに係る防火管理の届出は、第 33 号様式による。
(共同防火管理協議事項の届出)

第25条 法第 8 条の 2 第 2 項に規定する共同防火管理協議事項の届出は、共同防火管理協議事項届出（第 28 号様式）により行うものとする。

(タンクの水張検査等)

第26条 条例第 54 条の規定によるタンクの水張検査等を申し出る者は、タンク検査申請書（第 23 号様式）に手数料を添えて申請するものとする。

- 2 消防長は、前項による申請があったときは、検査を実施して条例基準に適合すると認めるときは、タンク検査済証（第 24 号様式及び第 25 号様式）を交付するものとする。

(消防用設備等の特例適用の申請)

第27条 政令第 32 条及び条例第 40 条の規定による消防用設備等の設置基準の特例の適用を受けようとする者は、消防用設備等特例適用申請書（第 29 号様式）により申請しなければならない。

(防火対象物の点検基準)

第28条 省令第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号の規定により組合長が定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 炉の位置、構造及び管理が、条例第 3 条に定める基準によっていること。
- (2) ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 2 に定める基準によっていること。
- (3) 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 3 に定める基準によっていること。
- (4) 厨房設備の位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 4 に定める基準によっていること。
- (5) ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第 4 条に定める基準によっていること。
- (6) ストーブ（移動式のものを除く。）の位置、構造及び管理が、条例第 5 条に定める基準によっていること。
- (7) 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理が、条例第 6 条に定める基準によっていること。
- (8) 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第 7 条に定める基準によっていること。
- (9) サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第 7 条の 2 に定める基準によっていること。
- (10) 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第 8 条に定める基準によっていること。
- (11) 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第 8 条の 2 に定める基準によっていること。
- (12) 農事用穀類乾燥調整設備の構造及び管理が、条例第 8 条の 3 に定める基準によっていること。
- (13) 掘ごたつ及びいろいろの構造及び管理が、条例第 9 条に定める基準によっていること。
- (14) ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理が、条例第 9 条の 2 に定める基準によっていること。
- (15) 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理が、条例第 10 条に定める基準によっていること。
- (16) 放電加工機（加工液として法第 2 条第 7 項に規定する危険物を用いるものに限る。）の位置、構造及び管理が、条例第 10 条の 2 に定める基準によっていること。
- (17) 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 18 条に定める基準によっていること。
- (18) 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 19 条に定める基準によっていること。
- (19) 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 20 条に定める基準によっていること。
- (20) 電気を熱源とする器具の取扱いが、条例第 21 条に定める基準によっていること。
- (21) 火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第 22 条に

定める基準によっていること。

- (22) 喫煙等が、条例第 23 条に定める基準によっていること。
- (23) がん具用煙火が、条例第 26 条に定める基準によっていること。
- (24) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第 30 条に定める基準によっていること。
- (25) 少量危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第 31 条に定めるもののほか、条例第 31 条の 2 から第 31 条の 8 まで（第 31 条の 6 を除く。）に定める基準によっていること。
- (26) 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いが、条例第 33 条に定める基準によっていること。
- (27) 綿花類等の貯蔵及び取扱いが、条例第 34 条に定める基準によっていること。
- (28) 消火器具が、条例第 35 条に定める基準により設けられていること。
- (29) 屋外消火栓設備が、条例第 36 条に定める基準により設けられていること。
- (30) 自動火災報知設備が、条例第 37 条に定める基準により設けられていること。
- (31) 避難器具が、条例第 38 条に定める基準により設けられていること。
- (32) 消防用水が、条例第 39 条に定める基準により設けられていること。
- (33) 第 28 号から前号までの規定にかかわらず、現に条例第 40 条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で設けられていること。

（防火対象物点検票）

第29条 法 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による報告は、省令第 4 条の 2 の 4 第 3 項に規定する報告書に、防火対象物点検票（第 30 号様式）を添付してしなければならない。

（防火基準点検済証及び防火優良認定証の表示の記入）

第30条 法 8 条の 2 の 2 第 2 項、法第 8 条の 2 の 3 第 7 項に定める防火基準点検済証及び防火優良認定証の表示板への記入は次のとおりとする。

- (1) 管理権原者氏名欄には、事業所名、職名及び氏名を記入すること。
- (2) 点検日、次回点検予定日、認定日、認定失効日欄には元号を記入して、アラビア数字とする。
- (3) 点検を行った者の氏名欄には、資格名及び氏名を記入すること。
- (4) 認定をした者欄には、根室北部消防事務組合及び認定消防署名を記入すること。

（委任規定）

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第 32 条 条例第 55 条第 3 項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16 の 2）項及び（16 の 3）項に掲げる防火対象物で、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第 55 条第 3 項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第 33 条 条例第 55 条第 1 項の公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、根室北部消防事務組合掲示場への掲示により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第 2 項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

(3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 28 条、第 29 条及び第 30 条の規定は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

(関係規則の廃止)

- 2 根室北部消防事務組合火災予防条例施行規則（昭和 55 年規則第 3 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 9 月 15 日規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 11 日規則第 5 号）

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

根拠条文	規格事項 標識類 の種別	寸法		色		様 式 形 状
		幅 (cm)	長さ (cm)	地	文字	
条例第 8 条の 4 第 1 項及び第 3 項 条例第 11 条第 1 項第 5 号及び第 3 項 条例第 11 条の 2 第 2 項 条例第 12 条第 2 項及び第 3 項 条例第 13 条第 2 項及び第 4 項	燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備 } である旨の標識	15 以上	30 以上	白	黒	付図 1 のとおりとする
条例第 17 条第 3 号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨の標識	30 以上	60 以上	赤	白	付図 2 のとおりとする
条例第 23 条第 2 項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	25 以上	50 以上	赤 (条例)	白 (条例)	付図 3 のとおりとする
条例第 23 条第 4 項	「喫煙所」と表示した標識	30 以上	10 以上	白	黒	付図 4 のとおりとする
条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 33 条第 2 項	「火気厳禁」の掲示板	25 以上	50 以上	赤	白	付図 5 のとおりとする
条例第 34 条第 2 項第 1 号	「火気注意」の掲示板	25 以上	50 以上	赤	白	
条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 33 条第 2 項及び第 34 条第 2 項第 1 号	少量危険物 指定可燃物 } を貯蔵し、取扱っている旨の標識	30 以上	60 以上	白	黒	付図 6 のとおりとする
条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 33 条第 2 項及び第 34 条第 2 項第 1 号	少量危険物 指定可燃物 } を貯蔵し、取扱っている旨の標識	30 以上	60 以上	(※注)		
条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号	少量危険物（移動タンク）の標識	30 以上	30 以上	黒	反射性の黄	
条例第 31 条の 6 第 2 項第 9 号	移動タンクの「緊急レバー」の表示	12.5 以上	6.3 以上	白	反射性の赤	
条例第 45 条第 4 号	定員表示板	30 以上	25 以上	白	黒	
条例第 45 条第 4 号	満員例	50 以上	25 以上	赤	白	付図 8 のとおりとする

(※注) 危険物の規則に関する第 18 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の例によること。

別表 2

保有距離を確保すべき部分	保 有 距 離
前 面 又 は 操 作 面	1.0m以上
点 検 面	0.6m 〃
換 気 面	0.2m 〃

別表 3

項目 種類		気 球			掲揚綱等			
材 料	種 類	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂若しくはゴム引布などの材質が均一で容易に変質しないもの			麻又は合成繊維若しくは綿などの材質が均一で容易に変質しないもの			
	厚 さ	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂については、0.1 ミリメートル以上、ゴム引布については、0.25 ミリメートル以上			綱の太さ	掲揚綱	麻	6 ミリメートル以上
		合成樹脂	3 ミリメートル以上					
			綿	7 ミリメートル以上				
			糸目綱	麻		3 ミリメートル以上		
		合成樹脂		2 ミリメートル以上				
		綿		4 ミリメートル以上				
		材	拡張力及び伸び	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂	14.7 メガパスカル以上	切断荷重	気球の直径が 2.5 メートルを超え 3 メートル以下のもの	
	ゴム引布			26.4 メガパスカル以上	気球の直径が 2.5 メートル以下のもの		170 キログラム以上	
	強 度 等	引裂	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂	エレメンドルフ引裂強さ 588 キロパスカル以上のもの	2 個以上によってある素線を使用した三つより以上のもの糸目は、6 以上としたもの結び目は、動圧に対して容易に解けないもの			
		強さ等	気体透過度	水素を注入し、24 時間において、1 平方メートルから洩れる量が 5 リットル以内	結び目は、局部的に荷重が加わらないもの			
			耐寒耐熱性	摂氏 0 度以上 75 度以下においてひび割れ等を生じないもの				
			その他	係留中著しく静電気を発生することのないもの			水、バクテリア、油、薬品等により腐食しにくいもの 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの 静電気が発生しないもの	

付図 1

燃 料 電 池 発 電 設 備 の 標 識
燃 料 電 池 発 電 設 備
変 電 設 備 の 標 識
変 電 設 備
急 速 充 電 設 備 の 標 識
急 速 充 電 設 備
内 燃 機 関 を 原 動 力 と す る 発 電 設 備 の 標 識
発 電 設 備
蓄 電 池 設 備 の 標 識
蓄 電 池 設 備

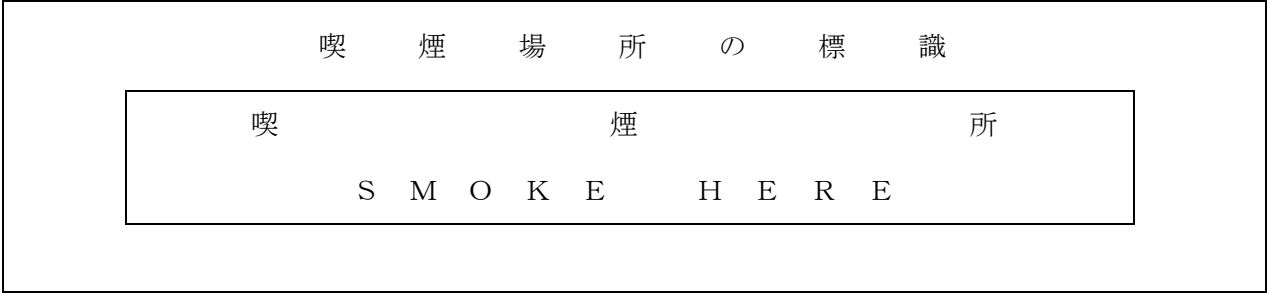
付図 2

気 球 を 掲 揚 又 は け い 留 す る 場 所 へ 立 入 禁 止 の 標 識
危 険 水 素 ガ ス 気 球
立 入 禁 止

付図 3



付図 4



付図 5

火 気 厳 禁 の 掲 示 板									
火 気 厳 禁									
D O N O T U S E F I R E									
火 気 注 意 の 掲 示 板									
火 気 注 意									
C A U T I O N F L A M M A B L E I T E M S									

付図 5

少量危険物の貯蔵又は取扱の標識									
少 量 危 険 物 貯 蔵 取 扱 所									
指定可燃物の少量危険物の貯蔵又は取扱の標識									
指 定 可 燃 物 貯 蔵 取 扱 所									
少量危険物の貯蔵又は取扱の揭示板 指定可燃物の貯蔵又は取扱の揭示板									
種 別 品 名 貯蔵最大数量 取扱最大数量 責 任 者									

移動タンクの標識

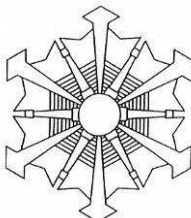


移動タンクの表示

緊	急	レ	バ	ー
手	前	に	引	く

付図7

定員表示板

		
定	員	名
根 室 北 部 消 防 事 務 組 合		

備考
消防章、横線
及び定員枠
の色は金色、
中央部分は
赤とする。

付図8

満員札

只	今	場	内	満	員	に	つ	き
し	ば	ら	く	お	ま	ち	下	さ
N	O	M	O	R	E	S	E	A
T	S	,	P	L	E	A	S	E
W	A	I	T					

第2号様式
(表)

喫煙、裸火使用又は危険物品持込承認申請書

年 月 日			
様			
申請者 住所 (電話) 氏名 印			
申請種別	喫煙・裸火使用・危険物品持込み		
所在地			
対象物名		用途	
防火管理者氏名			
指定場所			
承認を受けようとする行為	期間	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時	
	理由		
	内容		
行為者	住所		
	職名		
	氏名	(年齢 歳) 男・女	
火災予防上の措置			
その他 (危険物品名、 使用器具名等 必要な事項)			
※ 受付欄	※ 経過欄		
※ 承認の条件			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。
- 4 火気（危険物品）使用場所の略図を添付すること。

(裏)

調 査 欄

		調査年月日 年 月 日	
		調査員	
		職	
		氏名	印
防火上支障の有無			
調査事項	避難設備		
	客席の状態		
	消火設備		
	その他		
備考			

第3号様式
(表)

防火対象物使用開始（変更）届出書

年 月 日									
様									
届出者									
住所 (電話)									
氏名 (印)									
所 在 地		(電話)							
名 称					主要用途				
建築確認年月日					建築確認番号				
※消防同意年月日					※消防同意番号				
工事着手 年 月 日				工事完了 (予定) 年 月 日				使用開始 (予定) 年 月 日	
他の法令に よる許認可									
敷地面積		m ²		建築面積		m ²		延面積 m ²	
従業員数				公開時間又 は従業時間		前 後 時～		前 後 時	
屋外消火栓、動力 ポンプ、消防用水 の概要									
その他必要な事項									
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

(裏)

防火対象物棟別概要 第 号	用途			構造				
	種別	床面積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設 備 等 の 概 要
	階別			消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに様式3（2）の「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合は、それぞれの合計を記入すること。
- 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

(2) 防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要 第()号	用途			構造				
	種別 階別	床面積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設 備 等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

防火対象物棟別概要 第()号	用途			構造				
	種別 階別	床面積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設 備 等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

第4号様式
(表)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年

月

日

様

届出者
住所
氏名

(電話)
(印)

防対象火物

所在地

(電話)

名 称

主要用途

設場置所

用 途

床面積

m²

消防用設備等又は特殊消防用設備等

構 造

階 層

届出設備

設 備 の 種 類

着工（予定）年月日

竣工（予定）年月日

設備の概要

使用する燃料・熱源・加工液

安全装置

取扱責任者の職氏名

工事施工者

住 所

(電話)

氏 名

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。
7 当該設備の設計図書を添付すること。

(裏)

調

査

票

調査年月日 年 月 日

調査員

職

氏名

印

防火上支障の有無

調査事項

1 設置場所

2 構造

3 建物室内構造

4 燃料槽等の構造

5 非常警報装置又は熱源自動停止装置

6 その他必要な事項

7 消火設備

備考

第 5 号様式
(表)

燃 料 電 池 発 電 設 備
発 電 設 備
急 速 充 電 設 備
変 電 設 備
蓄 電 池 設 備
設置届出書

年 月 日									
様									
届出者									
住所 (電話)									
氏名 ⑩									
防対象火物	所在地	(電話)							
	名 称		用 途						
設置場所	構 造		場 所			床 面 積			
			屋内 (階)、屋外			㎡			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等			不燃区画	有・無	換気設備	有・無		
届出設備	電 圧	V		全出力又は定格容量	K w A H・セル				
	着工 (予定) 年 月 日				竣工 (予定) 年 月 日				
	設備の概要		種 別	キュービクル式 (屋内・屋外)・その他					
主任技術者氏名									
工事施工者	住 所	(電話)							
	氏 名								
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては、一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
- 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

(裏)

調

査

欄

調査年月日 年 月 日

調査員

職

氏名

印

防火上支障の有無

調 査 事 項

1 設 置 、 場 所

2 周 囲 の 保 有 空 間

3 換 気 設 備

4 絶縁抵抗及び設置抵抗値

5 消 防 用 設 備 等

6 標 識 そ の 他

備考

第 6 号様式
(表)

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日				
様				
届出者				
住所 (電話)				
氏名 印				
防火対象物	所在地			
	名称		用途	
届出設備	設備容量			
	着工 (予定) 年 月 日		竣工 (予定) 年 月 日	
	設備の概要			
工事施工者	住所	(電話)		
	氏名			
※ 受付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 当該設備の設計図書を添付すること。

(裏)

調

査

欄

調査年月日 年 月 日

調査員

職

氏名

印

防火上支障の有無

調 査 事 項

- 1 設置（取付場所）
- 2 ネオントランス
- 3 点 滅 設 備
- 4 取付材・支わく等
- 5 周 囲 の 状 況
- 6 消 火 設 備

備考

第 7 号様式
(表)

水 素 ガ ス を 充 て ん す る 気 球 の 設 置 届

年 月 日													
様													
申請者													
住所 (電話)													
氏名 (印)													
設置請負者		住 所		(電話)									
		氏 名											
監 視 人		氏 名		他 名									
設 置 期 間		掲 揚		自		至							
		けい留		自		至							
設 置 目 的													
設置場所		地 名 番 地											
		地上又は屋上の別				用途				立ち入り禁止の方法			
充てん又は作業の方法				日 時						場 所			
				方 法						ガス置場			
構	気 球	型				直 径				材 質			
						体 積				厚 さ			
造	掲 網		材 質						太 さ				
	電 飾	電球の電圧				灯 数				配線方法		直列・並列	
		電線の種類						断面積					
総 重 量													
支 持 方 法	掲 揚												
	けい留												
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄									

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

(裏)

調

査

欄

調査年月日 年 月 日

調査員

職

氏名

印

防火上支障の有無

調 査 事 項

1 消 火 設 備

2 周 囲 の 状 況

3 そ の 他

備考

第 8 号様式

火災とまぎらわしい煙又は火炎

届出書

を發するおそれのある行為の

年 月 日	
様	
届出者	
住所 (電話)	
氏名 ⑩	
発生予定日時	自 至
発生場所	
燃焼物品名 及び数量	
目的	
その他の 必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第9号様式

煙 火 打 上 げ
仕 掛 け 届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住所 (電話)	
氏名 印	
打 上 げ 仕 掛 け 予定日時	自 至
打 上 げ 仕 掛 け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打 上 げ 仕 掛 け に 直 接 従 事 する 責 任 者 の 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 - 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

催 物 開 催 届 出 書				
年 月 日				
様				
届出者				
住所 (電話)				
氏名 ⑩				
防 対 火 象 物	所 在 地			
	名 称			
使 用 箇 所	位 置	面 積		客 席 の 構 造
	消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要			
使 用 目 的				
使 用 期 間				
収 容 人 数		避難誘導及び消火活動に従事できる人員		
防 火 管 理 者 氏 名				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

(裏)

調

査

欄

調査年月日 年 月 日

調査員

職

氏名

印

防火上支障の有無

調査事項

1 客 席

2 舞 台

3 防 炎 処 理

4 そ の 他

備考

第 11 号様式

水 道 断 減 水届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住所 (電話)	
氏名 印	
断 減 予定日時	自 至
断 減 水 区 域	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 断、減水区域の略図を添付すること。

第 12 号様式

道路工事届出書

		年		月		日	
		様					
		届出者					
		住所		(電話		)	
		氏名				印	
工事予定日時		自 至					
路線及び箇所							
工事内容							
現場責任者氏名							
※ 受付欄				※ 経過欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 道路工事の略図を添付すること。

第 13 号様式

ストーブ、煙突取付掃除業届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住所 (電話)	
氏名 ⑩	
住 所	(電話)
氏 名	年 月 日生
所 属 事 業 所	経験年数 年
経 験 略 歴	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。

第 14 号様式

燃燒機器分解掃除整備業届出書

年 月 日										
様										
届出者										
住所 (電話)										
氏名 (印)										
事業所の所在地										
名 称		(電話)								
事業所責任者		住 所		(電話)						
		氏 名								
経験略歴	品 名		使 用 燃 料		構 造		用 途		そ の 他	
略歴										
事業開始年月日										
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄					

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。

第 15 号様式
(表)

少 量 危 険 物 貯 蔵
指 定 可 燃 物 取 扱 い 届 出 書

年 月 日				
様				
届出者				
住所 (電話)				
氏名 ⑩				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場 所	所 在 地 名 称			
類 、 品 名 及 び 最 大 数 量	類	品 名	最 大 貯 蔵 量	一 日 最 大 取 扱 数 量
貯 蔵 又 は 取 扱 方 法 の 概 要				
貯 蔵 又 は 取 扱 場 所 の 位 置 、 構 造 及 び 設 備 の 概 要				
消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 開 始 予 定 期 日 又 は 期 間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

(裏)

調 査 欄

調査年月日 年 月 日

調査員

職

氏名

⑩

意 見

項 目

保 有 空 地
(これに代わる塀、壁等)

建 築 物 室 内 構 造

タ ン ク の 構 造

機 械、器 具、配 管 等

貯 蔵、取 扱 い の 方 法

消 防 用 設 備 等

備考

第 16 号様式
(表)

消防用設備等
工事
整備
販売
業届出書

年 月 日									
様									
届出者									
住所 (電話)									
氏名 ⑩									
事業所	所在地 名称 責任者氏名		(電話)						
法人登記		有 ・ 無		登記年月日		年 月 日			
事業の目的									
対象地域									
開始年月日		年 月 日		従業員数		名			
業務	指定区分 種類		内 容		工 事	整 備	販 売	その他	
	第 類								
	第 類								
	第 類								
	第 類								
	第 類								
	第 類								
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄					

- 備考
- 1 業務の内容欄は、該当事項に○印を記入すること。
 - 2 販売を業とする場合には、取り扱う設備、器具の説明書を添付すること。
 - 3 消防設備士欄に記載できない場合は、別紙を用いて添付すること。
 - 4 届出事項のうち、届出者、事業所及び業務の欄のいずれかに変更が生じた場合は、すみやかに届出ること。
 - 5 変更届出の場合は、その他欄に変更内容を簡記すること。
 - 6 ※印の欄は、記入しないこと。

(裏)

消 防 用 設 備 士	氏 名	免 状 の 種 類 及 び 交 付 番 号	交 付 年 月 日	交 付 都 道 府 県	現 住 所
		種 第 類 第 号			
		種 第 類 第 号			
		種 第 類 第 号			
		種 第 類 第 号			
		種 第 類 第 号			
		種 第 類 第 号			
		種 第 類 第 号			
保 有 す る 検 査 機 器 等 の 種 類 及 び 数					
そ の 他					
営業所の略図					

第 17 号様式

指 定 洞 道 等 届 出 書

年 月 日		
様		
届出者		
事業所名		
所在地 (電話)		
代表者氏名 印		
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞道等の名称		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策その他必要な図書を添付すること。

第 18 号様式

防火管理業務教育担当者
選 任
解 任
届出書

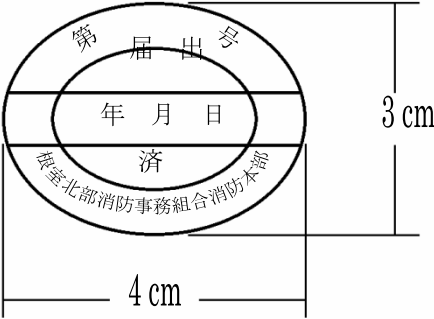
年 月 日				
様				
届出者				
住所 (電話)				
氏名 ⑩				
事業所	所在地	電話		
	名称 責任者氏名			
法人登記		有・無	登記年月日	年 月 日
教育担当者	選任	氏 名		
		住 所		
		選 任 年 月 日		
		職務上の地位		
		資 格		
	解任	講習期間		
		年 月 日 年 月 日		
		番 号		
		氏 名		
		住 所		
解 任 年 月 日				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

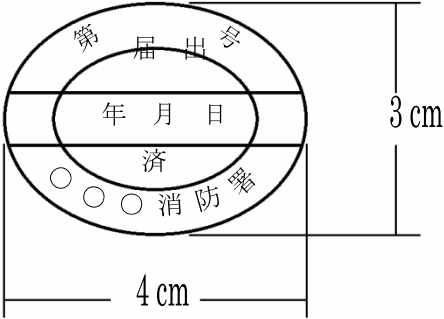
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第 19 号様式

届 出 印

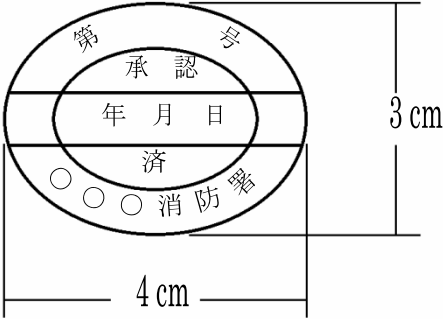


届 出 印



第 20 号様式

承 認 印



第 21 号様式

少量危險物貯藏

廢止届出書

指定可燃物取扱い

年

月

日

様

届出者

住所

氏名

(電話

)

印

貯蔵又は取扱い の場所	所在地 名称			
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵量	一日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱 方法の概要				
貯蔵又は取扱 場所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の概要				
廃止年月日				
廃止理由				
※ 受付欄			※ 経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第 23 号様式

少量危險物貯藏

タンク検査申請書

指定可燃物取扱い

年					月		日	
様								
申請者								
住所 (電話)								
氏名 ⑩								
製造所等		所在地 名称						
貯蔵・取扱場所								
タンクの設置形式		①屋内タンク ②屋外タンク ③地下タンク ④移動タンク						
タンク構造		形状						
		寸法						
		材質		板厚				
タンクの常用圧力								
検査の種類				検査希望年月日		年 月 日		
タンクの製造者及び 製造年月日		年 月 日製造						
※ 受付欄		※ 経過欄				※ 手数料		
		検査年月日						
		検査番号						

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 タンク的设计図及び数量算定書等必要な書類を添付すること。

第 24 号様式
正

タンク検査済証

水張又は水圧検査の別				
検 査 圧 力		K P a		
タンク の 構 造	形 状		容 量	L
	寸 法	mm		
	材質記号及び板厚			
製造者及び製造年月日				
タンク検査番号 年 月 日				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 25 号様式
副

幅 70mm	
タンク 検 査 済 証 検 査 圧 力 検 査 番 号 検 査 年 月 日 根 室 北 部 消 防 事 務 組 合	50mm

- 備考
- 1 このタンクの検査済証は、金属板とすること。
 - 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

電 気 設 備 等 点 検 補 修 記 録 表

設 備 別	変 電 設 備 ・ 発 電 設 備 ・ 蓄 電 池 設 備 ネ オ ン 管 灯 設 備 ・ 舞 台 装 置 等 ・ 避 雷 設 備				
電 気 主 任 技 術 者 又 は 管 理 責 任 者					
設 備 容 量		使用電力			
点 検 日	年 月 日	天 候		湿 度	
検 査 員					
測 定 区 分	測 定 値	補 修			
備 考					

第 27 号様式

各 種 届 出 処 理 状 況

(年 1 月 1 日～ 年 12 月 31 日)

種	別	計
1	喫煙、裸火使用又は危険物品持込承認申請	
2	防火対象物使用開始（変更）届出	
3	炉 ・ 厨 房 設 備 設 置 届 出	
4	温風暖房機・ボイラー設置届出	
5	乾 燥 設 備 設 置 届 出	
6	サ ウ ナ 設 備 設 置 届 出	
7	給 湯 湯 沸 設 備 設 置 届 出	
8	燃 料 電 池 発 電 設 備 設 置 届 出	
9	ヒ ー ト ポ ン プ 冷 暖 房 機 設 置 届 出	
10	火 花 を 発 す る 設 備 設 置 届 出	
11	放 電 加 工 機 設 置 届 出	
12	変 電 設 備 設 置 届 出	
13	内燃機関を原動力とする発電設備設置届出	
14	蓄 電 池 設 備 設 置 届 出	
15	ネ オ ン 管 灯 設 備 設 置 届 出	
16	水素ガスを充てんする気球設置届出	
17	煙 ・ 火 炎 を 発 す る 行 為 の 届 出	
18	煙 火 打 上 げ ・ 仕 掛 け の 届 出	
19	催 し 物 の 開 設 届 出	
20	水 道 断 水 ・ 減 水 届 出	
21	道 路 工 事 届 出	
22	煙 突 取 付 ・ 掃 除 業 届 出	
23	燃 焼 機 器 分 解 掃 除 整 備 業 届 出	
24	消防用設備等工事・整備・販売業届出	
25	指 定 洞 道 等 届 出	
26	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届出	
27	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱廃止届出	
28	防火管理業務教育担当者選任・解任届出	
29	共 同 防 火 管 理 協 議 事 項 の 届 出	
種	別	

共同防火管理協議事項

作成
変更

届出書

					年	月	日
様							
届出者（協議会代表者）							
住 所（電話 ）							
職・氏名 ⑩							
別添のとおり、共同防火管理協議事項を作成（変更）したので届けます。							
防 火 対 象 物 の 所 在 地							
防 火 対 象 物 の 名 称							
協議会代表者職・氏名							
統括防火管理者	職 ・ 氏 名						
	資 格	講 習	講 習 機 関		修 了 年 月 日	年 月 日	
			種 別	甲種 乙種	修 了 証 番 号		
	そ の 他		政令第3条第1項第1号 規則第2条第 号				
防 火 対 象 物 の 用 途 そ の 他 必 要 な 事 項 （ 変 更 な 場 合 は 、 主 要 な 変 更 事 項 ）							
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄		

備考

1

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2

法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3

※印の欄は、記入しないこと。

消 防 用 設 備 等 の 特 例 適 用 申 請 書

		年	月	日
様				
申請者				
住 所		(電話)		
氏 名		印		
下記の防火対象物における消防用設備等について、消防法施行令第 32 条による特例の適用を申請します。				
記				
防火対象物	所 在 地			
	名 称			
	用 途	令別表第 項		
	建 物 構 造	造	地上 階	地下 階 延べ面積 m ²
設 置 す べ き 消 防 用 設 備 名				
申 請 する 消 防 用 設 備 等 の 種 類 及 び そ の 範 囲				
申 請 理 由				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

第 号	
消防用設備等の特例適用証	
上記申請を認める。ただし、次の条件に従うこと。	
条件	
年 月 日	
消防署	
署長 印	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 該当設備等の案内図、見取図等を添付すること。

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設 備 の 位 置	☐ 適		
			☐ 否		
		設 備 の 管 理	☐ 適		
			☐ 否		
	火を使用する器具等	条 例 第 17 条 の 4 の 適 用	☐ 適		
			☐ 否		
		器 具 の 取 扱 い	☐ 適		
			☐ 否		
		条 例 第 22 条 の 2 の 適 用	☐ 適		
			☐ 否		
	火の使用制限等	喫 煙 等 の 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
		が ん 具 用 煙 火 の 制 限	☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量		☐ 適		
			☐ 否		
	火 気 の 使 用 制 限		☐ 適		
			☐ 否		
	洩 れ 、 あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止		☐ 適		
			☐ 否		
	容 器		☐ 適		
			☐ 否		
	計 器 類 に 関 す る 監 視		☐ 適		
			☐ 否		
	タ ン ク 本 体		☐ 適		
			☐ 否		
	配 管		☐ 適		
			☐ 否		
	条 例 第 34 条 の 2 の 適 用		☐ 適		
			☐ 否		

備考

- 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備がある場合は「否」の欄の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入してください。
- 2 状況及び措置内容の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入してください。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入してください。

(その 8)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
		洩れ、あふれ又は飛散の防止	☐ 適		
			☐ 否		
		計 器 類 に 関 す る 監 視	☐ 適		
			☐ 否		
	タ ン ク 本 体	☐ 適			
		☐ 否			
	配 管	☐ 適			
		☐ 否			
	綿 花 類 等	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
		集 積 単 位	☐ 適		
			☐ 否		
条 例 第 3 4 条 の 2 の 適 用	☐ 適				
	☐ 否				

(その9)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 の 附 加	消 火 器 具	☐ 適		
		☐ 否		
	屋 外 消 火 栓 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	自 動 火 災 報 知 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	避 難 器 具	☐ 適		
		☐ 否		
	消 防 用 水	☐ 適		
		☐ 否		
条 例 第 4 0 条 の 適 用	☐ 適			
	☐ 否			

備考	1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備がある場合は「否」の欄の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入してください。 2 状況及び措置内容の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入してください。 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入してください。
----	--

露店等の開設届出書

年 月 日			
殿			
届出者 住 所			
(電話)			
氏 名 ⑩			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称		消 火 器 の 設 置 本 数	
開 設 店 数			
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※欄は、記入しないこと。

指定催しの指定通知書

年 月 号
日

殿

消防署長 印

根室北部消防事務組合火災予防条例第〇条第〇項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に根室北部消防事務組合 消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に根室北部消防事務組合 組合長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に根室北部消防事務組合 組合長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
殿			
届出者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
(法人の場合は、名称及び代表者) 印			
防火担当者			
住 所			
(電話)			
氏 名 印			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一 日 当 た り の 人 出 予 想 人 員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	☐ コンロ等の火を使用する器具 ☐ ガソリン等の危険物 ☐ その他 ()		
開 設 店 数			
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ☐印のある欄には、該当の☐印にレを付けること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。